

富山地方裁判所委員会（第37回）開催議事概要

1 開催日時

令和4年7月5日（火）午前10時から午後零時まで

2 開催場所

富山地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

【委員】（五十音順、敬称略）

梅澤礼、吳座谷恭子、佐藤淳、砂原宏昭、鳥取則子、中村聰子、中山敦雄、西野満男、細野高広、吉田彩

【説明者】

平尾富山簡裁主任書記官

【ゲストスピーカー】

富山簡裁所属の民事調停委員（1名）

【事務担当者】

山田簡裁判事、笠松民事首席書記官、宅美富山簡裁庶務課長、平尾富山簡裁主任書記官、三谷地裁事務局長、佐野地裁事務局次長、川崎家裁総務課長、内山家裁総務課課長補佐、成瀬地裁総務課人事第一係長、小林地裁総務課庶務係長

4 進行次第

(1) 委員長の互選

(2) 委員長代理の指名

(3) 新委員の紹介及び挨拶

(4) 委員長挨拶

(5) 前回の委員会での提言に対する取組状況についての報告

(6) 議事「民事調停の認知度向上及び利用促進について」

ア 概要説明

イ 意見交換

別紙のとおり

5 次回のテーマ

利用しやすい裁判所を目指して（当庁施設及び施設内のサイン表示）

6 次回の開催期日

令和4年12月13日（火）午前10時

(別紙)

意見交換

(○委員、●委員長)

- 民事調停制度の利用が促進されない理由について御意見を賜りたい。
- 近隣住民同士の身近なトラブルを裁判所に持ち込めば大ごとになるという心理的なハードルの高さを感じる。また、裁判所に持ち込む以上は、例えば、金銭の貸借りの際に作る借用証のように、自分の言い分を裏付ける客観的な証拠や資料が揃っていなければならぬと思ってしまうのも、ハードルが高いと感じる点である。そのため、民事調停手続を知っていても、利用しにくい面があるのではないか。
- 原告が裁判所に認めてもらうべき具体的な法的権利は何か、権利の発生の根拠となる事実やその事実を裏付ける客観的な証拠があるか、などの検討が必要となるような複雑困難な事案でも、民事調停手続では、話し合いによって全部まとめて解決を図ろうとすることがある。また、交通事故による損害賠償額を確定するにあたって、いきなり訴訟を提起することははばかられるとして、調停手続から始めることが多いようだ。
- 裁判所が関わる手続だと聞くと、白黒はつきりつけられてしまうのではないか、証拠のあるなしが結果を左右するのではないか、一部分の情報のみを切り取られて判断されてしまうのではないか、などのイメージが先行してしまい、民事調停制度を利用してもらえないのではないか。
- 民事調停制度の認知度向上について御意見を賜りたい。
- 世代によってインターネットや紙媒体といった情報の取得の仕方が異なるが、自ら主体的に情報を取りに行かなければ分からぬといふのはハードルが高いと思う。個人的には、通勤時にラジオを聴いているので、毎日同じ時間に放送されるラジオ番組で民事調停制度をPRすれば、記憶に残りやすいと思う。また、地方自治体の広報誌に、分かりやすい表現で民事調停手続が利用できそうな具体的な事案を紹介して、手続の利用しやすさをPRすれば、新聞を購読していない家庭にも

PRができると思う。

- 民事調停手続の平均手続期間が約3か月であるなど、訴訟の審理期間と比較して短期間であるといったメリットに関する情報にもっとアクセスしやすくなれば、利用しやすくなるのではないか。
- 学生に調停制度について聞いてみたが、誰も知らなかった。
- 調停制度100周年の広報キャラクターの「メガネアイ」「オオミミアイ」「ハナシアイ」のような、いわゆる「ゆるキャラ」が世の中では増えていて、それはそれで大切な役割を担ってはいるが、もっと大事なことは「発信することではないか」と思う。広報誌やプリントといった紙媒体を古く感じてしまう人もいるし、何かを調べる場合に文字ではなく動画を利用する人も多く、文字による説明の理解度が下がってしまったように感じる。裁判所のウェブページで視聴できる民事調停手続の動画を拝見したが、若者に最後まで見てもらえるような内容ではなかったように思う。このような人たちに発信するために、例えば、テレビ番組で1時間程度の枠を使って調停制度100周年の歴史や調停制度を身近に感じてもらえるようなストーリー仕立ての番組を放送したり、あるいは民間企業に依頼して良質な動画を制作、配信したりしてみてはどうか。
- 調停というのは、何か結論を出さなければならないものではなく、提示された解決策を拒否することもできる。納得のいかない結論に至ることはないということも発信していただきたい。
- 相談者から話を伺っていると、調停制度を知らなかつたり、どこに相談してよいのかわからない方がほとんどであるように思う。民事調停手続がふさわしいと感じる相談者に対しては、弁護士との無料法律相談の機会を御案内している。調停手続を行う裁判所は、敷居が高いイメージがあると思うし、調停委員とは一体何者で、本当に自分のことを理解してくれるのかなど、分からぬことが多い不安を覚えるのではないかと思う。
- 消費者トラブルなどに巻き込まれるのは、若者よりも高齢者の方が多いと思わ

れるので、高齢者に対しては、広報誌といった紙ベースでの周知も継続していく必要があるとも思う。

● 民事調停制度の利用促進について御意見を賜りたい。

なお、全国的に民事調停手続の利用件数が少なくなっているといわれており、富山だけが極端に少なくなっているということはない。

○ 裁判所が民事調停手続を活性化させなければならないと考える理由は何か。

● 社会で紛争が一定程度あるにもかかわらず、民事調停手続が活用されていないとすれば、裁判所としては、民事調停手続を利用してもらうべき方々に利用してもらえていないのではないかという問題意識がある。

○ ここ10年間でいうと、例えば、県内の交通事故の死者も年々減少しているよう、県内的人口が減少し続けていることとも関連があるのでないかと思う。

○ 分野は異なるが、過去に実際に困っている人たちに一所懸命に情報を届けようと取り組んだものの、なかなか届かなかった。最終的には、その人たちと関わるコミュニティーや自治体とのつなぎを作つてそれぞれに情報共有した上で、一つ一つ適切に解決していくことに尽きると痛感したことがある。そのことを踏まえると、民事調停手続に関わるようなトラブルでいえば、例えば、法テラス、弁護士会、建築関係の団体、自治体などといった関係機関とのつなぎの手段を確保・強化していくことが重要であると思う。

○ 当方の社員に「民事調停手続」を知っているかと聞いたら、誰も知らなかつた。その一方で、企業の経営者は、社員が抱える問題やトラブルを把握し、顧問弁護士に法律相談することを勧めるケースもある。個人で相談に行つたり、民事調停手続を利用したりすることはハードルが高いが、信頼関係を形成している勤め先の人間が背中を押してあげることはできるのではないかと思った。組織の中で、連携の成功体験として民事調停手続を伝えられる仕組みが必要だと思う。

○ 行政機関の相談窓口から丁寧に裁判所の民事調停手続につなぐことが、民事調停手続の利用促進につながると思う。

- 今回、委員の皆様から出された御意見は、今後の民事調停手続の認知度向上及び利用促進のための運用の参考とさせていただきたい。